

会場[大阪梅田]

2015
11 / 10:30-12:30
5木 定員 30名

受講料

10,000円(税込)

講師



株式会社ファルベ 代表取締役
相続・事業承継実務研究会 事務局長

石川 真樹

宮城県石巻市出身、早稲田大学社会科学部、東京理科大学第二工学部建築学科卒業。

1997年 (株)東京アプレイザル入社。2003年 同社において、セミナー事業部を立ち上げ、11年にわたり事業部最高責任者として勤務。自らもセミナー講師としても登壇する一方、相続・不動産ビジネスの新たなマーケットを開拓し、同社の業績の飛躍的な伸展に大きく貢献した。

2014年 独立し、(株)ファルベを設立。これまでに培ってきた幅広いネットワークを活かし、人と人との「つながり」に重点を置いた事業展開を目指す。さらに充実したセミナーの企画・運営に加え、「相続ビジネス」における新しいソリューションシステムの構築に向けて邁進中。

共催



株式会社清文社 × Farbe 株式会社ファルベ

相続・財産評価に強くなるための実践講座!! 市街化調整区域の土地調査

単なる固定資産税評価の倍率が財産評価ではない!!

調査の最重要ポイント3点!!



農家自宅等の広大地評価の可否!!

～条例指定区域とそれ以外の地域の調査～



雑種地

・状況が類似する土地(地目)の判定 ～宅地比準か農地比準か～

・宅地比準における開発行為の可否、建築制限等に係るしんしゃく割合の検討



農地法の調査 ～立地基準～

講座内容

1. 市街化調整区域とは
2. 市街化調整区域内の宅地
 - (1)一般的な宅地 ～固定資産税評価の調査など～
 - (2)農業用施設用地(宅地)
 - (3)広大地 ① 条例指定区域(都市計画法34条11号)が制定されているかの調査
② 条例指定区域以外の広大地調査
3. 市街化調整区域内の農地
 - (1)農地の面積単位
 - (2)農地の区分
 - (3)立地基準(農地転用許可の可否)
 - (4)農地の評価上の分類
4. 市街化調整区域内の雑種地
 - (1)雑種地の評価
 - (2)調査の手順
 - (3)宅地に近い雑種地 ～建築制限の調査からしんしゃく割合を判断するポイント～
 - (4)農地に近い雑種地 ～地目判定のポイント～
 - (5)貸し付けられている雑種地
5. 市街化調整区域内の山林
6. 倍率評価の限界と時価評価の検討

場所

AP大阪梅田茶屋町

〒530-0013大阪府大阪市北区茶屋町1番27号 ABC-MART梅田ビル8F
JR[大阪駅]・地下鉄御堂筋線[梅田駅]3分(地下街経由直結)、阪急梅田駅1分

お申込み方法

必要事項をご記入の上、(株)ファルベまでFAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

「清文社×Farbe」市街化調整区域の土地調査セミナー申込書

参加者名[1] フリガナ

参加者名[2] フリガナ

FAX送信先
03-5539-3751

HPからのお申込みはこちら

<http://farbe-net.com/>

事務所名

ご住所 〒

TEL

FAX

E-mail